

公益財団法人 日本ライフセービング協会

メディカルダイレクター規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）メディカルダイレクターについて、その役割、選任の基準、任期等を明確にすることにより、円滑な運用を図ることを目的とする。

(設 置)

第2条 本協会に、医学的な見地からライフセービングを指導・助言するメディカルダイレクターを置く。

(選任の基準)

第3条 メディカルダイレクターは、下記の基準のいずれをも満たす者の中から、理事会による決議を経て、理事長が委嘱する。

- (1) ライフセービングと救急医療や病院前救急に精通していること
- (2) 本協会の基本理念や目的に賛同する医師であること
- (3) 救急医学会の専門医あるいは認定医、あるいはそれと同等の資格を有していること

(職務及び所管事項)

第4条 メディカルダイレクターは、本協会の各事業領域に対して医学的な見地から、以下の役割を担う。

- (1) ライフセーバーが行う応急手当(BLS,FA等)の知識・技術の指導・助言
- (2) メディカルコントロール体制等の構築に向けた提言
- (3) ライフセーバーの資質の向上等についての指導・助言

(任 期)

第5条 メディカルダイレクターの任期は、委嘱日から2年とする。ただし、再任は妨げない。

(解 任)

第6条 次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(遵 守)

第7条 メディカルダイレクターは、その立場を利用して営業、政治、信仰、結社等に関わる活動を行ってはならない。

- 2 メディカルダイレクターは、本協会の関連活動の場で知り得た特定の情報や個人情報等の扱いに十分注意しなければならない。

(改 廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附則 本規程は、2019年6月29日から施行する。